

令和8年6月9日（火）午前9時30分より、6月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町ぬくもりの館 A、B 会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
 その他 地域計画について

次回農業委員会開催期日 （予定）令和8年7月10日（金） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 3番 棚町泰 4番 中原信介 5番 辻広幸
 6番 成富敬子 7番 原稔 8番 中山忠文 9番 白石季丈
 10番 大石功一 11番 柳繁彰 12番 秋吉良一 13番 重松栄一
 14番 平田雅治 15番 平田秀樹 16番 青木照 17番 棚町和徳
 18番 中野浩行 19番 高木晋介

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 南 美栄子

議長 柳 本日の議事録署名人は9番、10番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名9番、10番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他 地域計画について

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号番号1条文5 農地法第5条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 申請地は畑3筆892㎡で、転用目的は保育園の駐車場及び果樹園です。詳細について説明します。

事務局 辻 ●駅から南に約830mの場所になります。保育園の北側の農地になります。ほぼ

宅地に囲まれた農地になっています。土地改良法に規定されている土地改良区域内ですので第1種農地になります。駐車場と園児が農業体験する果樹園を作る予定となっています。駐車場に645㎡、体験用の畑206㎡、セットバックに41㎡、全体で892㎡、です。理由としましては駐車場が足りていない現状がありますので申請されています。計画につきましては、7月着工、11月完了予定、12月から供用開始を考えられています。こちらには乗用車16台、バスを1台、その他で園児が耕作する果樹園畑を作るということです。被害防除計画につきましては、雨水、排水は溜枡に、汚水、雑排水については発生しません。被害防除としましては、ブロックにより土砂の流出を防止するということです。理由書ですが、行事の際は近くの会社の駐車場を臨時で借りている状況ですが、今回すぐ隣の土地を貸してもらえることになったため、駐車場不足の解消のために申請するということです。また合わせて園児が耕作を体験する場所も借りたいということです。土地改良区の意見書は受益地であったが問題ないということです。隣接農地は、申請者本人のみということになります。あと、始末書なのですが、県と現地確認行った際に車が駐車してあったため、始末書を出してもらっています。本来ならば、農作業時に車を止める規模ならば問題ないのですが、自家用車が止まっていたので始末書を出してもらっています。議案書に戻ります。参考事項としまして、用排水は、給水なし、雨水は自然流下、汚水と雑排水は発生しません。集団性なし、公共投資有り、水利承諾有りです。都市計画法は非線引無指定、農振地域は農用地区域外です。被害防除としまして、土砂流出防止のコンクリートブロックです。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

6番 成富委員 特に問題ありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

3番 棚町委員 3筆の全体図はどうなっているのでしょうか。

事務局 辻 (プロジェクターで申請地を提示)

3番 棚町委員 はい、わかりました。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第1号番号2条文5の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号番号2条文5 農地法第5条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 申請地は畑6筆4, 959㎡で、転用目的は事務所及び倉庫で、建ぺい率は26%です。詳細について説明します。

事務局 辻 ●駅から南東に約350mの場所になります。周りは住宅に囲まれた場所です。農地区分は第3種農地になります。第2種低層住居専用地域と準工業地域の間位置する所になります。計画図ですが、出入りに関しては全て西側から入ることです。現地には、駐車場と事務所、倉庫を建築される計画です。事業計画書です。

目的は事業所と倉庫で、転用面積が4,959㎡、事務所91.49㎡、倉庫1218.56㎡、駐車場3554.63㎡、道路、水路等で94.32㎡の計画です。造成工事は許可後に着工し、建設工事は令和9年1月着工、完了は9年9月、営業開始が9年10月開始を予定されています。給水は公共上水道使用です。被害防除計画です。雨水は水路に放流。汚水、雑排水は公共下水道を利用です。事業活動による雑排水については発生しません。産業廃棄物も発生しないということです。騒音等もないということです。水利承諾ですが、土盛りが1.03m、無条件での承諾を地元区長からもらわれています。土地改良区の意見書は問題ないということです。隣接農地はないということでアンケートは特にありません。カーブミラーの設置など建設課から承認をもらわれていません。議案書に戻ります。参考事項としまして、集団性なし、公共投資有り、水利承諾有り。都市計画法は、第二種低層住居専用地域・準工業地域、農振地域は農業振興地域外となっています。被害防除としまして、新設のコンクリートブロックを設置します。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

6番 成富委員 特に問題ないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

19番高木委員 そんなに広い道路ではないのですが、どういう車両が通行するのでしょうか。時間帯によっては、小、中学生等が通行していて危険なのではないかと思ひまして先々を心配していますが。

事務局 辻 出入りは全て西側から行うということで、入り口まで入れて9m、幅が13mなので、4t以上のものが入るのではないかと思います。国道から入ってきて、南側を通らないようにこちらを通るとのことのようです。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第2号審議番号3-1の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 議案第2号審議番号3-1 田5筆4003㎡の売買です。

15番平田秀樹委員 特に問題ありません。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 解約がっておりますので、担当委員の方確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。